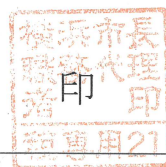


公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は総務局納税管理課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月24日

横浜市長職務代理者
横浜市の市長 平原 敏英



送達を受けるべき者の氏名又は名称	アイエスホーム株式会社 外7件
送達する書類名	令和7年度市民税・県民税特別徴収5月分督促状 令和8年度市民税・県民税特別徴収6月分督促状 令和8年度市民税・県民税特別徴収7月分督促状 還付通知書（令和8年8月4日発送分）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年9月24日

地方税法第329条

作成日：令和8年9月24日

公示日：令和8年9月24日

地方税法第329条

作成日：令和8年9月24日

公示日：令和8年9月24日

地方税法第17条若しくは第17条の2に係る通知

[illegible]